



ぎ ぶ 環 境 保 全

発行
令和3年
7月15日

VOL.
127

【特集】
◆(社)岐阜県産業環境保全協会
第10回定時総会

【行政ニュース】
◆「廃棄物処理施設等の更新及び
交換に係る手続について」

【労働安全衛生】
◆「安全衛生を取り巻く現状
〈熱中症対策〉について」

岐阜労働局労働基準部健康安全課



ゼロカーボンシティ共同宣言式【中津川市】
令和3年3月25日、中津川市は、中津川市区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。
地域と協力し、脱炭素社会の実現を目指します。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

土壌

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

肥料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪臭

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

放射線量

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------------------------|---------|----------|----------|----------|
| (処分業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残渣 | |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ● ゴムくず | |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● 廃油（タールピッチ） | ● ばいじん | ● 13号廃棄物 | | |
| (収集運搬業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残渣 | |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ● ゴムくず | |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● ばいじん | ● 廃アルカリ | ● 廃油 | ● 廃酸 | ● 13号廃棄物 |

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | |
|---------|------------|----------|------------|-------------|--|--|
| (処分業) | ● 特定有害廃石綿等 | | | | | |
| (収集運搬業) | ● 特定有害廃石綿等 | ● 引火性廃油 | ● 腐食性廃酸 | ● 腐食性廃アルカリ | | |
| | ● 感染性産業廃棄物 | ● 特定有害廃油 | ● 特定有害廃酸 | ● 特定有害廃アルカリ | | |
| | ● 特定有害燃え殻 | ● 特定有害汚泥 | ● 特定有害ばいじん | | | |
- ※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



エコアクション21
環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

特 集 (一社)岐阜県産業環境保全協会 第10回定時総会 …… 2

あいさつ 就任ごあいさつ 岐阜県環境生活部長 内 木 禎 … 5

就任ごあいさつ 岐阜市環境部長 長 屋 敏 樹 … 6

行政ニュース 「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 7

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥の監視に
ついて」 岐阜県可茂県事務所環境課 … 14

シリーズ わがまちの環境保全と対策
「廃棄物を減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり」
中津川市長 青 山 節 児 … 16

労働安全衛生 「安全衛生を取り巻く現状＜熱中症対策＞について」
岐阜労働局労働基準部健康安全課 … 17

協会だより <(一社)岐阜県産業環境保全協会>
理事会の開催 …… 23
委員会の開催 …… 23
委員会の活動 …… 24
<(公社)全国産業資源循環連合会>
連合会会長表彰 …… 24
<中部地域協議会>
専務理事会議 …… 25
<新規加入会員の紹介> …… 25
<優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介> …… 25
<会員数の状況> …… 25
<青年部会の動向～未来人～> …… 26

お 知 ら せ 2021年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」
及び「特別管理産業廃棄物管理者に関する講習会」試験日程について …… 28
産業廃棄物処理eラーニング講座 …… 29
電子マニフェストシステムの加入申込み …… 30
産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について …… 31
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 …… 32
保全協Newsについて …… 33
事務局からのお願い …… 33
夏季休業について …… 33

編 集 後 記 伏見 典郎 …… 34

表紙写真 「ゼロカーボンシティ共同宣言式」 …… フォト 中津川市提供

第10回定時総会を開催

第10回定時総会は、令和3年6月25日(金)に岐阜市内の「都ホテル岐阜長良川」において開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の披露が行われました。続いて総会が開催され、最初に優良事業所、優良従事者及び創意工夫功労の表彰を行い、議事では、令和2年度事業報告、決算報告及び公益目的支出計画実施報告議案が審議され承認されたほか、役員を選任案が審議され、原案どおり可決されました。

理事長あいさつ

第10回定時総会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の総会も、昨年の総会に続き、新型コロナウイルス感染症対応のため、会員の皆様には、出来る限り事前の委任状提出をお願いし、出席者を最小限にする形で行いました。

本来なら、多くの会員の方々にご出席いただき、決議事項のご審議と合わせ、直接日頃の協会活動をご報告し、ご意見をお伺いする大変よい機会にもかかわらず、このような開催形態となり、お詫び申し上げますとともにご理解を賜ればと存じます。

まずは、岐阜県知事表彰を受賞されました國本吉男様、このあとに行われます表彰式で、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与され受賞される皆様には、日頃の業務へのご研鑽に深く敬意を表しますとともに、引き続き、協会事業運営に対してご高配いただきますよう、よろしく申し上げます。

さて、昨年の総会で、会員皆様のご承認により、新理事長として、廃棄物の適正処理という社会的責任の一端を担うことを大変光栄に思い、協会発展にご尽力されてきた先人た

ちへ敬意と、次の世代に受け継いでいただくための協会運営を決意しました。



理事長挨拶

しかしながら、就任後の1年間を振り返ると、まさにコロナ禍の1年間でありました。

このような中、昨年度の協会の活動のいくつかをトピック的にご報告しますと、まず、最初に、従来、会議形式で開催しておりました講習会は、試行的にオンラインを活用した法令講習会を開催しました。オンラインの活用におけるメリットを実感し、今後、各種研修会等へ活用していく事業の契機となる取り組みとなりました。

続いて、組織強化につきましては、新規会員の加入促進に努め、コロナ禍ではありましたが、これまで減少していました会員数も、

微増ではありますが、増加に転ずることができました。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、岐阜県のコロナ対策をより迅速に進めていただくために、昨年11月に寄附を行いました。今後の協会公益事業の在り方を考える機会にもなりました。

こうした事業をコロナ対策という制限が係る中で、進めてまいりました。

今年度においては、岐阜県では、6月20日に、まん延防止等重点措置が解除され、今後、徐々に様々な活動が可能となると思われませんが、完全な終息が容易に見通せない中で、従来どおりの活動が可能な状況になるかはまだ不透明です。

協会としては、今後の状況の推移を見ながら、オンライン会議システムの活用なども含めて、できる限り会員企業とその職員に対するサービスを図るよう努めてまいりたいと考えております。

会員の皆様からも今後の協会活動の進め方について、ご意見・ご提案があれば、遠慮なく賜りたいと存じます。

加えて、今後、予期せぬ地震、台風や集中豪雨などによる災害が発生した際に、速やかな災害廃棄物の処理対応に協力していくのは、産業廃棄物の処理を専門とする私たち協会の役目であります。私たち協会が、一早く災害に対応して、地域住民の安全・安心を確保するという社会的責任を果たしていくためには、災害に対する協会の関わり方についても、十分な検討を行い、実践できる体制整備に努めてまいりますので、会員の皆様方には、今後も、ご理解とご協力をお願いいたします。

本日の総会においては、令和2年度の事業報告及び決算等の第4号議案まででございます。

慎重審議のうえ、スムーズな議事進行へのご協力をお願いいたします。

最後に、今後とも、協会に対して、更なるご支援、ご協力を賜りますよう、お願いいたしますとともに、会員皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、定時総会の開会にあたり、理事長の挨拶とさせていただきます。

優良事業所・優良従事者の表彰

総会では、理事長挨拶に続いて、令和3年度理事長表彰[優良事業所・優良従事者・創意工夫功労]の表彰式が行われ、受賞事業所及び被表彰者に、澤田理事長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所、従事者及び創意工夫功労の方は、次のとおりです。

〔敬称略〕

○優良事業所

- ・株式会社 齊藤商店
- ・有限会社 薩南
- ・株式会社 丸河興業

○優良従事者

- ・石田 謙治 岐阜代用燃料 株式会社
代表取締役
- ・小塚 将樹 小塚メタル 株式会社
代表取締役社長
- ・水野 敏美 セントラル建設 株式会社
専務取締役 アスコンセンター 所長
- ・松下 博高 株式会社 フィルテック
土木班 班長
- ・峰村 哲也 丸石 株式会社

法務部 係長

○創意工夫功労

- ・山下 都弘 株式会社 カンチ
飛騨リサイクルセンター 工場長



受賞者の皆様

議 事

表彰式後、議事に移り、丸硝(株) 取締役兼総務部長伏見典郎氏を議長に選出し、最初に「第1号議案 令和2年度事業報告について」、「第2号議案 令和2年度決算について」及び「第3号議案 公益目的支出計画実施報告について」が一括審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

続いて、「第4号議案 役員を選任について」においては、青年部会長交代による役員を選任について審議され、全員賛成で原案のとおり可決承認されました。

新役員の紹介

第10回定時総会で選任された理事

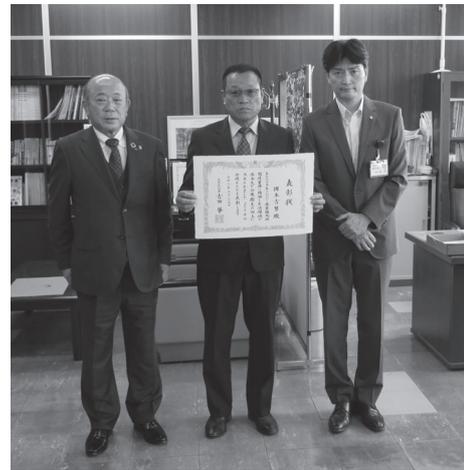
役職名	氏名	区分	会社名等	備考
理事	森田 将也	正	青年部会長/ モリタ(株) 代表取締役	新任

知事表彰

令和3年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の伝達が、岐阜県庁舎環境生活部長室において、内木 禎環境生活部長より行われました。

○知事表彰受賞者

國本 吉男氏 株式会社國本起業代表取締役



國本氏への知事表彰伝達

記念品贈呈

知事表彰を受賞された 國本 吉男氏に、当協会からの記念品が澤田理事長から贈呈されました。



澤田理事長より國本氏へ記念品贈呈

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 内 木 禎

本年4月の異動により、岐阜県環境生活部長に就任した内木でございます。貴協会報をお借りしましてご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、平素から廃棄物の適正処理の推進にご尽力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのない難局に直面している中であって、県民生活と経済に必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業を安全かつ安定的に継続いただき、誠にありがとうございます。

感染性廃棄物の処理及び廃棄物処理における感染症対策にあたりましては、従前から「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」等に基づく感染防止対策に加え、「事業継続計画(BCP)」の策定等を通じて継続的な事業運営を確保していただいているところです。今後も、これらに基づく、継続的かつ的確なご対応を改めてお願い申し上げます。

さて、県では、本年4月に事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで取り組んできた循環型社会の着実な構築を目指し、第3次岐阜県廃棄物処理計画を策定しました。

本計画では、基本方針を「資源循環型社会の形成」とし、廃棄物の減量化に係る基本的な取組や近年の廃棄物処理を取り巻く情勢を踏まえ、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱にするとともに、「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」「各主体との連携強化」を重点分野に位置付けて、取組を推進することとしております。施策の推進にあたりましては、貴協会並びに会員の皆様には格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜市環境部長 長屋 敏 樹

本年4月の定期人事異動により、岐阜市環境部長に就任した長屋でございます。貴協会報をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、発生から1年以上を経過しても、未だ収束の兆しが見えない状況であり、市民生活や地域経済など多方面に亘り大きな影響を及ぼし、医療体制もひっ迫する深刻な事態にあります。

然しながら、こうした状況下であっても廃棄物処理は、市民生活や社会・経済活動に不可欠な事業であり、エッセンシャルワーカーである皆様のご尽力に心から敬意を表します。

本市の環境行政につきましては、国が2050年カーボンニュートラルを掲げ、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現を打ち出す中、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減対策を推進するため、ゼロエネルギー住宅、家庭用燃料電池などの省エネ設備の整備や、家庭用リチウムイオン蓄電池の設置にかかる支援を充実し、地球温暖化対策に資する市民の取り組みを後押ししております。

加えて、ごみの発生抑制や再生利用など、資源を有効利用する循環型社会を構築するため、「ごみ減量・資源化指針」を改定するとともに、令和4年度から実施する「プラスチック製容器包装」の資源化につきまして、市民への啓発活動をさらに進めていきたいと考えています。

さて、本年5月、本市の行政庁舎は、岐阜市司町に移転いたしました。新庁舎は、利便・快適・防災・環境を追求し、「市民の皆様が開かれた庁舎」を基本コンセプトとして建設いたしました。環境面では、環境に配慮した持続可能な庁舎として、岐阜市の気候や風土を活かし、太陽光や地中熱・地下水など自然エネルギーの有効活用を図っております。

また、4階議会フロアには屋上緑化を兼ねて、岐阜や金華山にちなんだ植栽がされた「みどりの丘」を設け、来庁者の憩いの場として開放しております。会員の皆様も新庁舎をご訪問された際は、ぜひ足をお運びいただければ幸いです。

結びに、現下のコロナ禍の終息とともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第210451号「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」（以下「更新取扱通知」という。）により、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（以下「法許可施設」という。）の更新及び交換に関する取扱いが示されました。

これを踏まえ、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例に基づく小規模産業廃棄物処理施設及び岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づく再生活用施設の更新等についても、同様の取扱いとすることとしました。

については、下記にご留意のうえ、処理施設の更新にあたっては、事前に所管する岐阜地域環境室又は県事務所環境課までご相談を頂くようお願いします。

【留意事項】

1 施設更新に関する基本事項

更新取扱通知第一において、「施設を廃止し撤去した場合においても、当該設置許可等までもが廃止されたものとは解されない」と記載されているとおり、更新後の施設については、更新前に受けた設置許可等に基づき新たな施設を設置することとなります。

したがって、更新後の施設については、設置許可を受けた（届出を行った）とおり設置を行う必要があります、更新後において更新前と同一ではない施設を設置する（何らかを変更する）場合には、当該変更に係る手続が必要となります（更新取扱通知第四参照）。

変更内容によっては、変更許可等の手続が必要となるほか、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（手続条例）に基づく手続が必要となる場合がありますので、特に同一ではない施設に更新を行う場合には、事前相談を行っていただくとともに、相談期間を含め計画的に実施いただくようお願いします。

なお、廃棄物処理法第15条の2の6第3項（第9条第3項準用）及び指導要綱第12条第4項において、施設を廃止した場合には遅滞なく（速やかに）廃止届出を行わなければならないこととされており、具体的な更新の計画等がなく施設を廃止した場合には、廃止届出を行う必要があります。

また、他法令の規制を受ける場合がありますので、必ず事前確認を行ってください。

2 指導要綱に基づく手続きについて

(1) 着工届出について

指導要綱第9条第1項において、設置等工事着工届出書を提出した後に工事に着手することとしておりますが、処理施設の更新等に当たっても、当該着工届出書の提出が必要となります。

なお、当該届出書には「他法令等の規制が解除されたことを証する書類の写し」を添付することとしていますが、施設の更新手続きにおいては、県において他法令の規制状況の確認・教示を行いません(行う機会がありません)ので、事業者自らが別添「他法令規制確認票」により、他法令の規制状況を確認いただくとともに、着工届出書と併せて当該確認票による確認結果を提出してください。

(2) 使用前検査について

更新取扱通知第二において、法許可施設の更新に当たっては、廃棄物処理法第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、申請書に記載された設置計画に適合すると認められた後でなければ、当該施設を使用することは出来ないこととされています。

同様に、小規模産業廃棄物処理施設及び再生活用施設についても、指導要綱第9条第5項に基づき使用前検査を受け、同条第6項に規定する使用前検査適合通知書の交付を受ける必要があります。

他法令規制確認票

申請・届出者名 ()

法 令 等	規制・適用等の有無	規制等の内容	手続きの進行状況	規制の確認、手続きの指導等を受けた官公庁等の名称
岐阜県土地開発事業の調整に関する規則	有 無			
市町村の土地開発等に関する条例・要綱等	有 無			
国土利用計画法	有 無			
農地法	有 無			
農業振興地域の整備に関する法律	有 無			
河川法	有 無			
砂防法	有 無			
地滑り防止法	有 無			
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	有 無			
自然公園法	有 無			
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	有 無			
岐阜県自然環境保全条例	有 無			
文化財保護法	有 無			
岐阜県文化財保護条例	有 無			

申請者名 ()

法 令 等	規制・適用等の有無	規制等の内容	手続きの進行状況	規制の確認、手続きの指導等を受けた官公庁等の名称
森林法	有 無			
都市計画法	有 無			
都市緑地保全法	有 無			
建築基準法	有 無			
岐阜県風致地区条例	有 無			
岐阜県環境影響評価条例	有 無			
騒音規制法	有 無			
振動規制法	有 無			
岐阜県公害防止条例	有 無			
大気汚染防止法	有 無			
水質汚濁防止法	有 無			
消防法	有 無			
市町村火災予防条例	有 無			
その他 (法令名:)	有 無			

注1：「手続きの進行状況」は、許可済、申請中、届出済等の対応状況を記載してください。併せて、そのことがわかる書類の写しを添付してください。

環循適発第 2104051 号
環循規発第 2104051 号
令和 3 年 4 月 5 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環産産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に

その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う 野鳥の監視について

岐阜県可茂県事務所環境課

可茂地域は岐阜県のほぼ中央に位置しており、10の市町村(美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)があります。面積は約834km²、人口は約22万人(R3.4.1の推計値)の地域です。

この可茂地域には、木曾川、飛騨川等が流れ、ため池も多数あり、冬季には多くの渡り鳥が飛来しています。

今シーズン(令和2年～3年)は、家きん、野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生件数が全国的に多い年となりました。

野鳥については、令和2年10月24日に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された案件を皮切りに、全国各地で高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

環境省は、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、令和2年11月5日付けで野鳥の対応レベル^(※1)を最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げて、全国で野鳥の監視を強化しました。

岐阜県では、「岐阜県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づいて、当県事務所環境課においても野鳥の監視を行っていましたが、令和3年1月2日に、美濃加茂市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、関係する県事務所環境課で野鳥の監視を強化しましたので、その状況を報告いたします。

1 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る対応経過

令和3年1月2日、美濃加茂市内の養鶏場において、飼養鶏の遺伝子検査を実施したところH5N8亜型と判明し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると確認されました。(今シーズン家きん国内34例目)

1月3日、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型が判明し、H5N8亜型であることが確認されました。

殺処分については、1月2日に開始し(飼養羽数 約68,000羽)、1月5日に殺処分及び防疫措置が完了しました。

2 野鳥の監視強化

高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、1月2日に環境省が野鳥監視重点区域(発生地点から半径10km以内)を指定し、県は野鳥の監視を強化しました。

当県事務所環境課では、管内の監視ポイントを9か所選定し、1月3日からパトロールを開始しました。

2月4日24時に環境省が野鳥監視重点区域を解除^(※2)するまで、毎日パトロールを行いました。

パトロール中、多くの県民の方から死亡野鳥の情報をいただき、市町村職員と連携して現地調査を行いました。調査のうち3件の死亡野鳥(フクロウ、キジバト、オオバン)の簡易検査及び遺伝子検査を行いました。検査結果はいずれも陰性でした。

4月に入り、高病原性鳥インフルエンザの発生が次第に少なくなり、国内の野鳥監視重点区域がすべて解除となったことから、4月30日に環境省が野鳥の対応レベルを「対応レベル1」に引き下げ、今シーズンの終息を迎えました。



監視状況



回収した死亡野鳥（オオバン）

最後に、期間中多くの死亡野鳥等の情報を提供していただいた県民の皆様、また通報にその都度対応していただいた市町村職員の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

(※1)対応レベル：国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生状況により、環境省が野鳥の監視体制の対応レベルを設定しています。

表1 発生状況に応じた野鳥の監視体制の対応レベルの概要

発生状況	対応レベル	発生地周辺の調査 (発生地から半径10kmを基準とする)
通常時	対応レベル1	なし
国内発生時(単発時)	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	野鳥監視重点区域に指定
近隣国発生時	対応レベル2または3	必要に応じて野鳥監視重点区域に指定

(※2)家きんの場合は、防疫措置完了日(1月5日)の次の日を1日目とし、30日目の24時に解除されます。

わがまちの環境保全と対策



「廃棄物を減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり」

中津川市長 青山 節 児

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、生活環境の保全活動や日々の産業廃棄物の適正な処理、再生利用に向けた各種取組に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

中津川市は、岐阜県東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を木曾川が流れる豊かな自然資源に抱かれた風光明媚なまちです。

本市は、古くは中山道の宿場町(馬籠宿、落合宿、中津川宿)として、行き交う人々の交流の中で商業が興り、また交流により街道文化が育まれ発展してまいりました。明治に入ると鉄道が敷かれ、製糸業や製紙業などの近代工業に牽引され、また戦後の車社会においては、国道19号の整備、中央自動車道の開通などによる交通アクセスの向上により、東濃東部の工業都市となりました。将来に向けては、リニア岐阜県駅と中部総合車両基地が設置されるリニアのホームタウンとして新たな時代の交通の要衝、産業のまちとしての役割に期待が膨らんでいるところです。

本市を取り巻く環境と社会動向の変化や地球規模での環境課題を踏まえ、先人達によって受け継がれてきた豊かな自然環境を次世代に継承していくため、令和2年度に「第三次中津川市環境基本計画」の中間見直しを実施しました。計画には、「自然共生地域づくり」、「循環型地域づくり」、「低炭素型地域づくり」、「安全安心な環境づくり」、「環境保全に向けた人づくり」の5つの柱を基本方針とし、なかでも「循環型地域づくり」では、限りある資源を好循環させる地域づくりを目指すために、ごみの減量化と再資源化の推進を図る施策を掲げております。

また、今回の計画見直しに際しては、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」や二酸化炭素排出削減ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」など新たな視点も取り入れており、計画の見直しに合わせ、中津川市区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。令和2年度には区長会連合会の皆さんが中心となり、市の出前講座を通して地球温暖化防止対策について学び、その学びをもとに各地域での活動目標を定めました。今後も脱炭素社会の実現を目指し、ごみの減量化をはじめとした生活に身近な観点での地球温暖化対策活動に地域と協力して取り組んでまいります。

最後に、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

「安全衛生を取り巻く現状<熱中症対策>について」

岐阜労働局労働基準部健康安全課

1. 安全衛生を取り巻く現状

令和2年の全国の死亡災害は802人で3年連続で過去最少となった一方で、休業4日以上死傷災害については、131,156人（前年比4.4%増）と平成14年以降で最多となりました。

岐阜県内については、死亡災害は11人で前年より1人増加となり、死傷災害についても2,150人で前年比79人増加（前年比3.8%増）となりました。さらに、本年については、4月末までの間に、墜落・転落災害、交通労働災害などで既に6件の死亡災害が発生している状況であり、死傷災害についても対前年比254人増となっています。

【岐阜県内における労働災害発生状況～30年間の死傷災害の推移～】



また、近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、特に社会福祉施設における「転倒」、「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、昨年は、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害が多く発生しています。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を徹底していく必要があります。

各事業場の皆様におかれましては、労働災害防止の重要性について経営トップの認識をさらに深めていただくのと同時に、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底し、安全活動を着実に推進していただきますようお願いいたします。

1. 熱中症対策について

(1) 熱中症とは

熱中症とは、高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻する等して発症する障害で、症状により、次のように分類されます。

I度	<p>めまい・失神</p> <p>「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。</p> <p>筋肉痛・筋肉の硬直</p> <p>筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。</p> <p>大量の発汗</p>
II度	<p>頭痛・気分不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感</p> <p>体がぐったりする、力が入らないなど。</p>
III度	<p>意識障害・けいれん・手足の運動障害</p> <p>呼びかけや刺激への反応がおかしい、引きつけがある、まっすぐ歩けない等。</p> <p>高体温</p> <p>体に触ると熱いという感触がある。</p>



(2) 熱中症の発症傾向

○熱中症による死亡者の数は真夏日（30℃）から増加する傾向にあります。35℃を超える日は特に注意が必要で、運動は原則中止、外出はなるべく控えることが望ましいとされています。

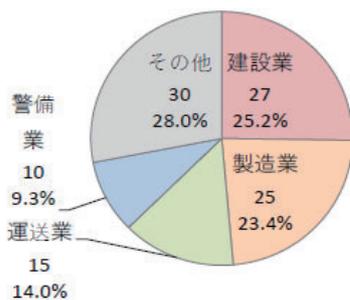
○熱中症による死亡者の約8割が高齢者です。約半数が80歳以上ですが、高齢者、子供、障がい者の方々は熱中症になりやすいので十分に注意が必要です。

○高齢者の熱中症は、半数以上が自宅で発生しています。高齢者は自宅を涼しくすることを心掛け、若い世代は屋外での作業中、運動中に注意が必要です。

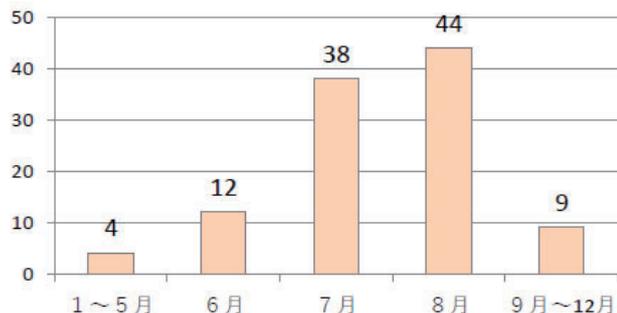
(3) 熱中症による労働災害の死傷者数について

【岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況（業種別）（発生日別）】

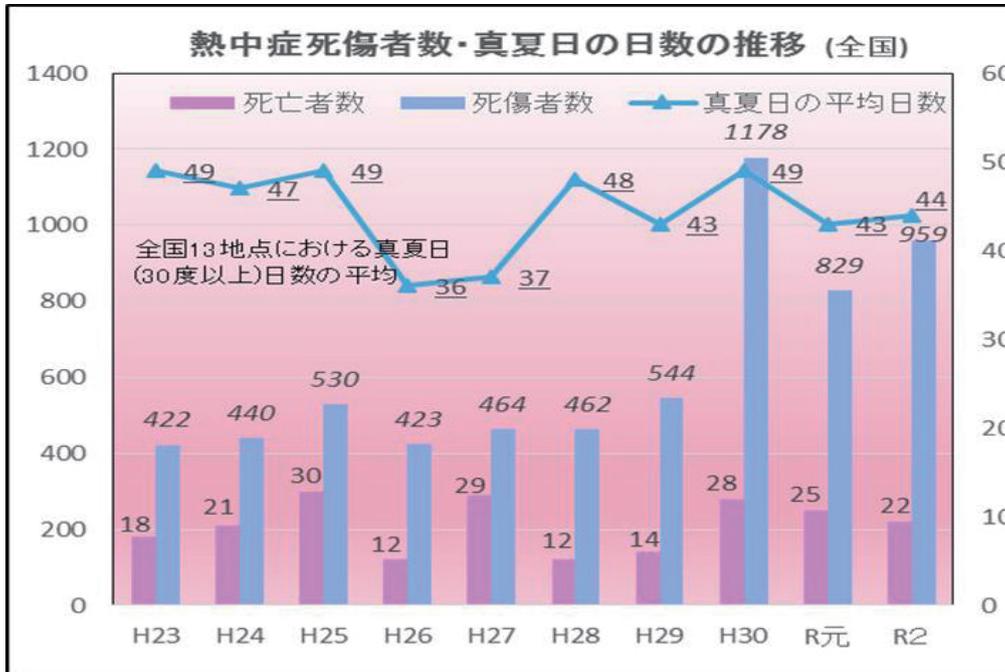
グラフ② 主な業種別（平成23年～令和2年）



グラフ③ 発生日別（平成23年～令和2年）



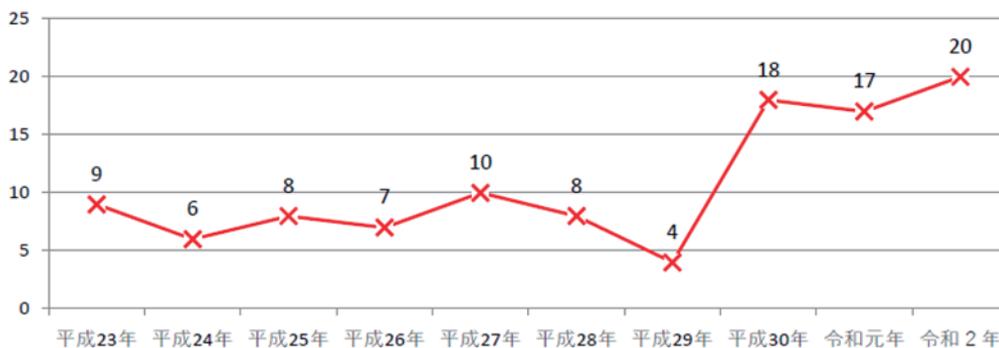
【全国における熱中症死傷者数・真夏日の日数の推移】



【岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況（休業4日以上死傷者数）】

岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上死傷者数)

グラフ① 発生年別の推移(平成23年～令和2年)



職場における熱中症は、平成22年の猛暑の後、400～500人台で推移していましたが、平成30年にも記録的な猛暑となり再び増加しています。今後も地球温暖化による気温上昇が予想されることをふまえると、熱中症の防止対策は継続的に行う必要があります。

【令和2年における猛暑日(35℃以上)の日数ベスト10】

順位	地点	日数
1	大分県日田市	31
2	愛知県豊田市	29
2	岐阜県多治見市	29
4	栃木県佐野市	28
4	埼玉県鳩山市	28
6	愛媛県大洲市	27
7	岐阜県美濃加茂市	26
7	京都府京都市	26
7	岡山県高梁市	26
10	岐阜県大垣市、美濃市	25

岐阜県は全国的にみても猛暑となる場所が非常に多い地域です。

朝は平年並みでも、気温が急激に上昇することもあります。気温や天候にかかる情報を定期的に把握し、未然に適切な対応を講じておく必要があります。

熱中症は、屋外作業が多い建設業や警備業などでの発生が目立ちますが、製造業や運送業などでも多発しており、特に屋内作業で増加しています。これらの中には、WBGT 値(暑さ指数)計を事業場で準備していないために、作業環境の把握や作業計画の変更ができていなかった例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理や教育を適切に実施していない例などが見受けられます。

※WBGT 値とは、気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境ストレスの評価を行う暑さ指数

【WBGT 値を用いた熱中症予防のための行動指針】



暑さ指数 (WBGT) は、人体に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、WBGT 計で計測できます。

危険	厳重注意	警戒	注意
WBGT 値 31℃以上 ・できる限り、風通しのよく涼しい場所に移動しましょう。 ・高齢者においては安静状態でも危険性が高くなります	WBGT 値 28～31℃ ・熱中症の危険が高いので、気温の上昇に注意しましょう。	WBGT 値 25～28℃ ・熱中症の危険性が増すので、激しい運動や作業をする際は、定期的に休息をとり、十分な水分を補給しましょう。	WBGT 値 21～25℃ ・激しい運動や重労働時には熱中症が発症する危険性があります。熱中症の兆候に注意しながら、定期的に水分を補給しましょう。

※これらの分類は日常生活での基準です。労働の場では、作業負荷、暑熱順化、着用衣類などの条件を考慮する必要があります。

(4) 熱中症予防対策について

熱中症の予防に向けては、様々な面から対策が必要です。

○作業環境管理

- ・作業中の環境の変化がわかるよう、WBGT 計を設置する。
- ・日よけや風通しをよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- ・水分や塩分の補給のためのスポーツドリンクなどや、体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼりなどを備え付ける。
- ・高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所を設ける。なお、横臥できる広さを確保すること。

○作業管理

- ・十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- ・計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましい。
- ・作業服は吸湿性および通気性の良いものとし、直射日光下での帽子は通気性の良いものとする。
- ・定期的な水分および塩分の摂取にかかる確認を行い、熱中症の兆候が表れた際の速やかな措置が講じられるよう、職場巡視を頻繁に行う。

○健康管理

- ・健康診断結果などにより、作業者の健康状態をあらかじめ把握し、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換等の措置を行う。
- ・作業開始前はもちろん、作業中も巡視を行い、作業者の健康状態を確認する。

○労働衛生教育

- ・高温多湿となる場所において作業を行わせる場合には、作業を管理する者及び作業者に対して熱中症とその予防等にかかる教育を行う。

○救急措置

- ・あらかじめ、近隣の病院等の所在地や連絡先を把握し、関係者に周知する。
- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、救急処置を行い、必要に応じ救急車の要請等を行う。

2. 熱中症予防対策と新型コロナウイルス感染防止

(1) 各事業場（現場）で必要な対応

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

特に、マスクの着用について、飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染対策として着用がお願いされております。ただし、マスクを着

用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底していくことが重要です。



※マスク等の着用が不要な作業であっても「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯することが必要です。

(2) 工具等接触感染防止について

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具や操作盤等については接触感染防止のため、こまめに消毒するようにしてください。

(3) 最後に

事業主の役割について

- ① 換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすように努めることが必要です。

例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

- ② 熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底することが必要です。

例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等

STOP! 熱中症 令和3年5月~9月
クールワークキャンペーン
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備期間		キャンペーン期間		重点取組期間	

5/1 9/30

確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

- WBGT値の把握の準備 JIS規格「JIS B 7922」に準拠したWBGT計測器を準備しましょう。
- 作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画を立てましょう。
- 設備対策・休憩場所の確保の検討 扇風機や冷却扇、遮熱または冷却設備やミストシャワーなどの設置により、

クールワークキャンペーン 検索

<(一社)岐阜県産業環境保全協会>

○理事会の開催

「第1回理事会」

令和3年度第1回理事会が、令和3年5月19日(水)に「岐阜県水産会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

- (1) 会議報告
 - (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和2年度第2回全体会議 (Web会議)
- (2) 委員会等報告
 - 総務委員会
第1回委員会の開催結果について
 - 研修指導委員会
第1回委員会の開催結果について
 - 広報編集委員会
第1回委員会の開催結果について
協会報「ぎふ環境保全」第126号の発行について
 - 適正処理委員会
第1回委員会の開催結果について
- (3) 青年部会動向について
 - 第8回、第9回役員会議(12月17日、1月13日)開催結果について
 - 中部ブロック『SDGs「WEB」セミナー』(2月3日)参加について
 - 定時総会(4月14日)開催結果について
部会長にモリタ株式会社の森田将也氏が就任
 - 令和3年度第1回役員会議(5月13日)開催結果について

続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 令和2年度事業報告について |
| 第2号議案 | 令和2年度決算について |
| 第3号議案 | 公益目的支出計画実施報告について |
| 第4号議案 | 新規加入会員の承認について |

引き続き、青年部会長交代に係る「役員の選任」の協議が行われ、原案のとおり可決承認されました。



第1回理事会

○委員会の開催

- 総務委員会(4月21日開催)
安全衛生研修会は、「新型コロナウイルス感染予防」のような情勢にあった内容の研修を行うこととしました。次に、「行政との懇談会」は12月頃を目途に、開催することとしました。次に、未締結の市町村との災害復旧協定の締結を個々で行うか一括で行うか検討を進めると共に、現在の支援体系についても見直しを行い、再作成を行うこととしました。また、女性部会の令和4年度発足を目ざし、人集めを行っていくこととしました。
研修等の開催は県の新型コロナウイルス感染拡大予防の方針に従って決定することとしました。
- 研修指導委員会(4月20日開催)
研修会について、「先進的処理施設等視察研修会」は、今年度も良い視察候補施設が見当たらないことと、新型コロナ禍の中を多人数で出かけることは不適切と思えるので見送ることとして、「SDGs」、「産業廃棄物関係法令」、「協会員が活用できる補助金制度の概要」の内容で研修会を対面式とリモートの併用で開催を進めることとしました。
研修等の開催は県の新型コロナウイルス

ス感染拡大予防の方針に従って決定することとしました。

- 広報編集委員会(4月23日開催)
ホームページリニューアルの概要をとりまとめ、今後サブページなどを決定していくこととしました。「協会報発行」は従来どおりの編集方針で実施しますが、作成冊数の見直すこととしました。「協会要覧」についても、今年度は従来どおりとしますが、ホームページにも載せているので部数を減らし、その費用を他の事業費に回せないか検討していくこととしました。協会カレンダーは前年度同様に作成することとしました。また、産業廃棄物処理業のイメージアップのためパンフレット、啓発グッズや配付対象者の検討をしていくこととしました。

事業活動としては、4月に「ぎふ環境保全第126号」を作成・発行しました。

- 適正処理委員会(4月22日開催)
「会員企業の産業廃棄物処理施設の視察」は、昨年度、新型コロナ感染拡大状況を鑑み見送りましたが、今年度も新型コロナ感染拡大状況を踏まえながら実施することとしました。次に、行政からの不法投棄撤去依頼があった場合、案件を個別に当委員会で検討し、撤去することが適切であり、実施が可能であれば理事会に提案することとしました。また、小学校などへ産業廃棄物業のイメージアップのためパンフレット等広報グッズを作成・配布を検討していくこととしました。

○研修指導委員会の活動

- 関係法令研修会の開催
令和3年6月25日(金)15時から都ホテル岐阜長良川で、「廃棄物処理法について」と題して、岐阜県廃棄物対策課の勝野技師から講義をしていただきました。
なお、今回は新型コロナウイルス感染

拡大予防対策のため対面とリモートのハイブリッド型研修会としました。

リモートでの参加の皆様には、事前にメールにより申込みいただき、当日は各職場等で受講していただきました。



法令研修会

<(公社)全国産業資源循環連合会>

○(公社)全国産業資源循環連合会 会長表彰

廃棄物処理業功労者等に対する令和3年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰が決定されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止ため、表彰式は執り行われず、6月下旬に受賞者へ送付されました。

当協会の会員からは、次の方々が受賞されました。

○功労者表彰

木村 順一 様
(株)研木村 取締役会長

○地方功労者表彰

山下 八起 様
(株)レミックマルハチ 代表取締役社長

○優良事業所表彰

富士和商事(株)

○地方優良事業所表彰

東海エコシステム(株) 様
伊藤建設(株) 様

○優良従事者表彰

山田 和裕 様 (株)カンチ
 藤吉 基晴 様 (株)カンチ
 藤田 量敏 様 (株)フィルテック

回専務理事会がWeb会議により行われ、令和2年度中部地域協議会事業報告書、収支決算及び監査報告について、令和3年度収支予算等について協議されました。

当協会からは、大坪専務理事が出席しました。

<中部地域協議会>

○専務理事会議

令和3年5月24日(月)に令和3年度第1

新規加入会員の紹介

加 入 日	会 員 名 代表者職氏名	住 所 電話番号	会員区分
5月19日	王春工業株式会社 代表取締役 加藤 久仁明	〒487-0013 愛知県春日井市高蔵寺町3-39 ☎0568-51-0072	正会員
5月19日	北村組 有限会社 代表取締役 北村 友秀	〒501-6232 羽島市竹鼻町狐穴414-2 ☎058-392-4779	正会員
5月19日	株式会社 古田興業 代表取締役 古田 智裕	〒503-2207 大垣市枝郷2-2-1 ☎0584-51-6874	正会員
5月19日	有限会社 山正環境管理 代表取締役 山田 芙美枝	〒509-7202 恵那市東野2200-9 ☎0573-26-5630	正会員
5月19日	株式会社 リュウセイ 代表取締役 渡辺 康司	〒503-0114 安八郡安八町森部2416-1 ☎0584-64-6868	正会員

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会員名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
(株)上野産業	〒509-9231 中津川市上野867番地の12	(0573) 75-4760	令和2年8月10日	岐阜県 ・産業廃棄物 収集運搬業

会員数の状況

正 会 員	2 8 6
賛 助 会 員	5 8
特 別 会 員	3
合 計	3 4 7

(令和3年7月1日現在)

〈青年部会の動向~未来人~〉

○第18回定時総会開催

令和3年4月14日(水)にドリームシアターにおいて青年部会の第18回定時総会が開催されました。参加者14名、委任状提出者11名により以下の議案が審議され、原案どおり承認されました。

第1号議案 2020年度事業報告並びに決算承認の件

説明 第1号議案：前年は新型コロナウイルス感染症の影響により思うような活動が出来ず大半の事業が中止若しくは延期になり、その影響により予算も多く繰り越しすることとなった。

第2号議案 2021年度事業計画(案)並びに予算(案)承認の件

説明 今期も前期同様思うように事業活動が出来ない事が予測されるが、時勢に臨機応変対応し、オンライン形式の活動を積極的に取り入れ、コロナ禍であっても参加しやすい事業を行う計画を立てた。予算に関しては通常活動費を前年より多く取り、少しでも多くの青年部会員の方に参加していただけるような事業の計画と、会員増強のための啓発活動を行う。

第3号議案 役員改選の件

説明 本年は13名により役員編成をした。また、役員会の進行、各役員への伝達、事業等がスムーズに行えるよう新たに統括幹事を設けることとした。新規役員は下記一覧のとおり。

新役員紹介

[敬称略]

部会役職	氏名	会社名
会長	森田 将也	モリタ(株)
統括幹事	伊藤 博人	(株)藤谷
副会長	中尾 正邦	(株)ワイエス・コーポレーション
副会長	早川 卓馬	(株)所木村
幹事	清水 健史	中日本クリーナー(株)
幹事	伊藤 裕一郎	伊藤建工(株)
幹事	江崎 裕一	(株)大雅
幹事	大坪 直行	(株)あおやま
幹事	酒井 英至	(株)マルエス産業
幹事	齋藤 和信	(株)齋藤商店
会計監事	佐藤 慶治	(有)海津リサイクルセンター
会計監事	野々村 剛司	(株)野々村商店
顧問	小塚 将樹	小塚メタル(株)



第18回定時総会

新部長あいさつ

今期青年部会会長に仰せつかりました森田です。

前期は新型コロナウイルスの影響により思うような活動が出来ず、心苦しい一年となりましたが、新しい時代への学びの一年にもなったことと思います。新型コロナウイルスに関しては、今期もまだまだ予断を許さない状況ではありますが、前期に学んだ新しい形を大いに生かし、オンライン事業等コロナ禍であっても臨機応変に活動し、多くの青年部会員の皆様が安心して参加できるような事業の開催を計画していきたいと思っております。

私自身本業が、産業廃棄物の排出側がメインになりますが、排出側から産業廃棄物処理または排出に関して正しい資源循環を青年部会員のみなさま、親会の方々、また、地域の方々と一緒になって考えていき、地域の活性化に繋げていけたらと思っております。

微力ではございますが、精一杯頑張りたいと思いますので、皆様のお力添えの程宜しくお願い致します。



お知らせ

2021年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」試験日程について

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

2021年度の講習会は、2020年度に引き続き、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式により行われます。

岐阜会場の試験日程は、次のとおりです。

課 程	期 日	時 間	定員	受付状況
新規 産業廃棄物 収集運搬課程	2021年9月8日(水)	受付開始 9:20 試験開始 9:50	56人	受付終了
	2021年9月8日(水)	受付開始 13:00 試験開始 13:30	56人	受付終了
更新 産廃又は特管 産廃 収集運搬課程	2021年7月21日(水)	受付開始 13:00 試験開始 13:30	56人	受付終了
	2021年9月9日(木)	受付開始 13:00 試験開始 13:30	56人	受付終了
	2021年12月3日(金)	受付開始 9:20 試験開始 9:50	56人	受付中
	2021年12月3日(金)	受付開始 13:00 試験開始 13:30	56人	受付中
特別管理産業廃棄物 管理責任者	2021年7月21日(水)	受付開始 9:20 試験開始 9:50	56人	受付終了
	2021年9月9日(木)	受付開始 9:20 試験開始 9:50	56人	受付終了

2021年7月7日現在

*会場 OKBふれあい会館(第1棟3階 302) 岐阜市藪田南5-14-53

申込方法は、Webのみとなります。書面(受講の手引き)を使った郵送による申込みはできません。

講習会実施機関の(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのWebから申込みください。

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。(Web申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。)

お申込み前に、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターWEBをご覧ください、顔写真(画像ファイル)をご準備いただくとお申込みがスムーズです。

実施機関 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 eラーニング講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。学習途中で中断/再開も可能です。
- 本eラーニング講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和3年度 開催案内！

(申込受付開始：8月2日～)

【学習期間（約1ヶ月間）】 右の2つより選択	第1期	9月2日～9月30日
	第2期	10月4日～10月29日

【講座名・学習内容】業態に合わせ3コースを用意

- ①収集運搬現場業務（収集運搬に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）
- ②中間処理現場業務（中間処理に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）
- ③最終処分現場業務（最終処分に係る法令等、安全衛生、作業工程管理、留意点等）

受講料：1名1コース 4,400円 (税込、通信費等は利用者負担)

お申込み方法

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより

全産連 人材

検索

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17
第2ABビル4階

eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間／月～金 9:00～17:00

●定休日／土日・祝日

2021.06

お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉 — 事業者のマニフェスト事務の効率化のために —

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和2年4月1日から施行されました。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
JWNETサポートセンター

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっております。

▼電話サポート 対応時間

【平日9:00~12:00、13:00~16:00】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和3年6月22日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,457
収集運搬業者	388
処分業者	173
合計	6,018

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申してください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

- 発送 (翌日営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)
- 協会窓口で現金購入 来所予定日 月 日 AM・PM・未定

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票(マニフェスト)の種類		単価(円)消費税込	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 330円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

申 込 日	令和 年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住 所	〒 -		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名又は 取扱責任者氏名	(フルネームが必要です)		
電 話 番 号	F A X 番 号		

事務局使用欄

払込No.	確認日
No. _____ ~ _____	No. _____ ~ _____

○保全協Newsについて

令和3年4月12日(第209号)、令和3年4月23日(第210号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第209号)

- 1 「産業廃棄物処理委託契約書の手引」(令和2年5月発行)の送付について
- 2 「マニフェストシステムがよくわかる本」(令和3年2月発行)の送付について
- 3 リチウムイオン電池の適正分別啓発資料(環境省作成)の送付について
- 4 令和3年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
- 5 第3次岐阜県廃棄物処理計画の策定について
- 6 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について

(第210号)

- 1 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第3版の公表について
- 2 水銀廃棄物ガイドライン第3版の公表について
- 3 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

夏季休業(8月13日(金))について

旧盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも事務所を閉じさせていただきます。

今年は、8月13日(金)の1日間を夏季休業日とさせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田 謙治

副委員長 小塚 将樹

石原 幸喜 河原 三次 長谷川 光彦

濱岡 直彦 伏見 典郎

編集後記

2013年9月7日ブエノスアイレスで開かれた第125次IOC総会で東京が夏季オリンピックの開催都市に選ばれ日本中が喚起に沸いたのは8年前、それからエンブレム盗用の騒ぎ、新国立競技場のデザイン変更、聖火台がないという珍事、招致をめぐる贈賄疑惑、マラソン・競歩会場の札幌移転、森組織委員長の引責辞任、川淵氏後任組織委員長就任の勇み足報道、業務委託に関する不審な金の流れなど、グダグダとしか言いようのない経過にあった東京オリンピック2020の開催が日に日に迫っており、とうとうあと1カ月半を切ってしまった。

新型コロナウイルス感染が収束する気配ははまだ見えておらず、10都道府県における緊急事態宣言や8県にわたるまん延防止等重点措置が発令されている状況下において開催するかどうかの最終判断は6月末まで見送られている。

その行方は如何に…

もし中止となれば、昭和15年（1940年）開催予定の夏季東京オリンピック、そして同じ年の冬季札幌オリンピックに続き、日本にとっては実に3度目の中止となる。

過去に5回（夏季3回、冬季2回）の中止があるそうだが、日本が最多記録を誇る不名誉な金メダルを獲得してしまうことになる。

1度目の夏季東京オリンピックは、昭和12年（1937年）に起きた盧溝橋事件に端を発した日中戦争（支那事変）の勃発によって日本の国際的な孤立が深まり、欧米からの外交的圧力などによって中止が余儀なくされた。そして自動的に冬季札幌オリンピックも中止となった。

3度目になるかもしれない今回は、過去に例のない異次元のパンデミックによるものであり、どこに非があるわけでもない。選手にとってやるせない思いをぶつけるところがないのが非常につらく苦しいだろうと想像する（ただ、日中戦争、コロナウイルス〈震源地＝武漢市？〉、いずれも中国がらみであると思うのは私の偏見だろうか）。

とにかく、どのような形であれオリンピックを目指し努力を続け、またさらにこの1年モチベーションを維持し続けた選手や関係者の方々が報われる結果になってほしいと切に願い、期待してその結果を待ちたい。

2021年6月10日 記 伏見 典郎

令和3年7月15日発行

第127号

編集 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

理事長 澤田 裕二

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL〈058〉272-9293 FAX〈058〉272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

コレワーク 中部が発足しました

役割・目的

刑務所出所者等を雇用する事業主をサポートする国の機関



主なサービス内容

就職を希望する全国の受刑者等のデータの中から、事業主のニーズに合ったものを探します

詳しくはウラ面へ→



事業主

建設関係の資格を持ち、
〇〇市へ帰住する人を
雇用したい

相談

コレワーク



全国の受刑者等の
データから検索

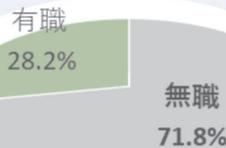
ハローワークを通して
刑務所へ求人を出すよう提案

受刑者等のデータを一括管理
↓
雇用ニーズにマッチする者を收容
する施設をご紹介します

刑事施設・少年院



刑務所に再入所してくる人の7割以上が無職です。
再犯防止には仕事があることが大切です。



再入所者における
無職者の割合
(平成30年矯正統計年報による)



雇用経験豊富な事業主から経験談やアドバイスを聞ける
「個別相談会」も定期的を開催しています。

「働く場所があること」「仕事を任せてもらえること」
更生を目指す人にとって、それは大きなチカラになります。
雇用を通じた社会貢献、法務省がサポートいたします。

コレワーク利用の流れについて

ハローワークでの事業者登録でどなたでもご利用できます

1. まずはお電話、メールにてご連絡ください！

刑務所出所者等の雇用にご関心があればお気軽にご連絡ください。
サービスの内容と今後の手続きについて説明をさせていただきます。



(例) ○○県に帰住し、
建設業の経験があり、
小型建機の免許を
持っている方を探している

2. 担当者から雇用条件についてお伺いします。

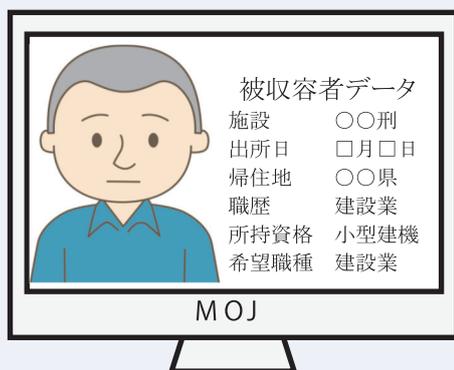
企業情報と雇用を希望する者の条件等、詳細を確認させていただきます。

3. 雇用条件に合う方を検索します。

全国の刑務所・少年院にいる方を対象に、雇用条件に合う方を検索します。

4. 検索結果についてご連絡します。

検索の結果、雇用条件に合う方が収容されている矯正施設を御紹介します。



5. 受刑者等専用求人登録してください。

事業所登録を行ったハローワークにて、検索結果で指定された
矯正施設を指定して受刑者等専用求人登録してください。

※受刑者等専用求人…矯正施設のみに公開され、一般には非公開の求人。公開先の矯正施設を直接指定することができる。

6. 矯正施設で採用面接を行ってください。

求人に対し、応募する方がいましたら、矯正施設所管の
ハローワークからご連絡します。応募者が収容されている
矯正施設の担当者と採用面接に係る日程調整を行ってください。

7. 採用の可否についてご検討ください。

応募者の適性を判断いただき、
採否についてハローワークに連絡してください。



その他、
個別相談会、
雇用セミナー、
施設見学会
を開催していきます。



※ 2回目以降の求人や、応募が無い場合の再検索は、お電話一本でご対応いたします！

お気軽にご相談ください！

名古屋矯正管区 矯正就労支援情報センター
法務省 コレワーク中部

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館

【受付時間】 平日10:00 - 17:00

フリーダイヤル つなぐ コレワーク

TEL 0120-29-5089

FAX 052-971-5965

Email corrework-chubu@i.moj.go.jp

お使いの無線機は大丈夫ですか？

＜総務省東海総合通信局からのお知らせ＞



原則として、**電波を発射するには無線局の免許又は登録が必要です。**(無線局免許がない無線機の電源がオフ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反になります。)

不法無線局(免許されません)

不法市民ラジオ(不法CB無線)



不法CB無線機

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1 kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・スピーカーやドアホン等家電製品の音声に混信。
- ・電子機器(OA機器等)が誤作動
- ・漁業用無線が使用できなくなる。

不法パーソナル無線



パーソナル無線機

平成27年12月1日以降は新たな免許を取得できず、有効な免許局は令和3年5月1日現在で全国100局未満、同年12月下旬には全て失効します。

【不法無線局及び改造機による主な妨害事例】

- ・携帯電話が使用できない。

外国規格のトランシーバー(FRS、GMRs等)



インターネット通販サイト等で販売されているが、国内規格の無線機(簡易無線局用無線機、特定小電力トランシーバー等)に比べて、安価(数千円程度)であり、「通話距離が長い、チャンネル数多くて便利」と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える。

- ・技適マーク  の表示なし。
- ・海外の見慣れないメーカー製が多い。

会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

- ・ **仕事に使っては、いけません。**
公共事業や復興事業であっても、営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。(業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。)
- ・ **コールサインは、必ず言いましょう。**
不法局と誤解されないために、10分に1回はコールサインを送信しましょう。
- ・ 免許された内容で、運用しましょう。
- ・ 周波数の使用区別を守りましょう。
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyoukubetu/index.html> (総務省ホームページへ)
- ・ 総務省では、不法電波を監視しています。

お問い合わせ先：総務省東海総合通信局 電波監理部監視課

TEL: 052-971-9472

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社

はつり きむら
斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



エコアクション21
認証・登録番号 0000095

岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

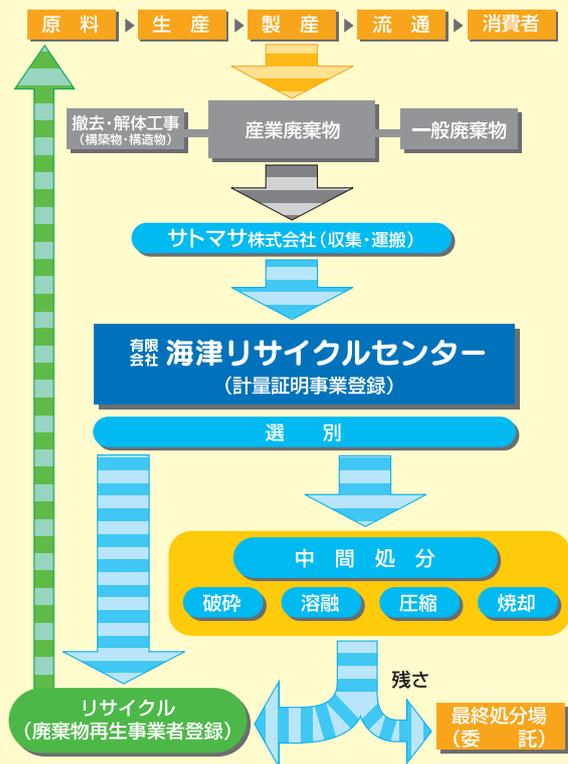
企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (一社) 愛知県産業資源循環協会
- (一社) 岐阜県産業環境保全協会
- (一社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会